



下田地区消防組合規則第4号

下田消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

下田地区消防組合
管理者 下田市長

下田地区消防組合規則第4号

下田消防本部の組織に関する規則の一部を改正する規則

下田消防本部の組織に関する規則（平成25年下田地区消防組合規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

課等	係	分掌事務
総務課	人事財務係	(1) 給与に関する事。 (2) 出納に関する事。 (3) 決算に関する事。 (4) 公会計に関する事。 (5) 人事及び服務に関する事。 (6) 人事評価に関する事。 (7) 職員採用に関する事。 (8) 消防職員委員会に関する事。 (9) 職員の福利厚生に関する事。 (10) 職員の衛生管理に関する事。 (11) 職員の分限、懲戒及び賞罰に関する事。 (12) 職員の教育及び研修に関する事。 (13) 職員の派遣に関する事。 (14) 表彰及び栄典に関する事。 (15) 共済組合に関する事。 (16) 市町総合事務組合に関する事。
	総務係	(1) 議会に関する事。 (2) 監査に関する事。 (3) 文書の收受に関する事。 (4) 公印の保管に関する事。 (5) 組織に関する事。 (6) 予算の編成及び執行管理に関する事。 (7) 地方債及び一時借入金に関する事。 (8) 補助金に関する事。 (9) 秘書に関する事。

		<ul style="list-style-type: none"> (10) 交際及び儀礼に関すること。 (11) 広報及び公聴に関すること。 (12) 条例、規則等に関すること。 (13) 告示及び令達に関すること。 (14) 消防長会及び消防協会に関すること。 (15) 損害賠償及び損失補償に関すること。 (16) 全国市有物件災害共済会に関すること。 (17) 公務災害及び賞じゅつ金に関すること。 (18) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (19) 安全運転管理に関すること。 (20) 情報ネットワークに関すること。 (21) ホームページの管理に関すること。 (22) 庁舎その他の施設の維持管理に関すること。 (23) 車両の維持管理に関すること。 (24) 備品、貸与品その他の物品の出納及び管理に関すること。 (25) 消防広域化に関すること。 (26) 構成市町その他の機関との連絡調整に関すること。 (27) その他総務に関すること。 (28) 他課に属さない事項に関すること。
<p>予防課</p>	<p>予防係</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防火対象物査察の計画及び実施に関すること。 (2) 違反処理に関すること。 (3) 防火管理者選任及び消防計画に関すること。 (4) 防火管理者等に係る研修に関すること。 (5) 消防法令適合通知に関すること。 (6) 防火対象物(防災管理)の点検報告に関すること。 (7) 防火対象物の表示制度に関すること。 (8) 予防事務の統計に関すること。 (9) 消防同意に関すること。 (10) 消防用設備等の指導、設置及び検査に関すること。

	<p>と。</p> <p>(11) 消防用設備等の点検報告に関する事。</p> <p>(12) 消防設備士の試験及び講習に関する事。</p> <p>(13) 下田地区消防組合火災予防条例（昭和57年条例第19号。以下「火災予防条例」という。）に関する事。</p> <p>(14) 住宅防火及び予防広報に関する事。</p> <p>(15) その他予防に関する事。</p>
危険物係	<p>(1) 危険物施設査察の計画及び実施に関する事。</p> <p>(2) 違反処理に関する事。</p> <p>(3) 危険物規制事務の統計に関する事。</p> <p>(4) 許認可及び承認に係る検査及び指導に関する事。</p> <p>(5) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務に関する事。</p> <p>(6) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に基づく事務に関する事。</p> <p>(7) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づく事務に関する事。</p> <p>(8) 消防法（昭和23年法律第186号）第9条の3に規定する圧縮アセチレン等の届出に関する事。</p> <p>(9) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に基づく事務に関する事。</p> <p>(10) 火災予防条例に関する事</p> <p>(11) その他危険物等の安全管理に関する事。</p>
	<p>(1) 条例、規則等に関する事。</p> <p>(2) 消防OAに関する事。</p> <p>(3) 火災の統計に関する事。</p> <p>(4) 火災の原因及び損害の調査に関する事。</p> <p>(5) ホームページに関する事。</p> <p>(6) 防火協力団体に関する事。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (7) 危険物安全協会に関する事。 (8) 関係市町協議会等に関する事。 (9) 課の庶務に関する事。
警防課	警防救急係	<ul style="list-style-type: none"> (1) メディカルコントロールに関する事。 (2) 救急医療等の関係機関との連絡調整に関する事。 (3) 応急手当の普及啓発に関する事。 (4) 救急救助業務の企画及び指導に関する事。 (5) 部隊の運用に関する事。 (6) 消防訓練の企画、立案及び調整に関する事。 (7) 警防、救急及び救助の装備に関する事。 (8) 救急、救助その他警防事務の統計に関する事。 (9) 消防広報に関する事。 (10) その他警防、救急及び救助に関する事。
	消防防災係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防力の配備、運用及び消防計画に関する事。 (2) 水火災その他の災害の警防対策に関する事。 (3) 消防災害対策本部の運営に関する事。 (4) 緊急消防援助隊及び消防相互応援協定に関する事。 (5) 消防団との連絡共助に関する事。 (6) 市町防災部局との連携に関する事。 (7) 総合訓練の企画及び調整に関する事。 (8) 消防機械器具の整備に関する事。 (9) 安全管理に関する事。 (10) 土地利用委員会に関する事。 (11) その他消防防災に関する事。 (12) その他警防課に属する事務に関する事。
通信指令室	指令係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 消防通信に係る施策及び調整に関する事。 (2) 消防通信の運用に関する事。 (3) 電波法（昭和25年法律第131号）に基づく事務に

		<p>関すること。</p> <p>(4) 所管に係る事務についての各消防署との総合調整に関すること。</p> <p>(5) 各種災害通報の受信及び出動指令に関すること。</p> <p>(6) 各種災害概況の把握及び伝達に関すること。</p> <p>(7) 消防通信の統制に関すること。</p> <p>(8) 口頭指導に関すること。</p> <p>(9) 通信事務の統計に関すること。</p> <p>(10) その他通信指令業務に関すること。</p> <p>(11) 通信指令室の庶務に関すること。</p>
	システム係	<p>(1) 通信指令施設の整備に関すること。</p> <p>(2) 通信指令施設の統合に関すること。</p> <p>(3) 通信指令システムの維持及び管理に関すること。</p> <p>(4) 通信指令施設及び機器の保全に関すること。</p> <p>(5) 気象観測及び気象情報に関すること。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。